

監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和7年12月10日付け公表）に係る措置状況の通知がありましたので、同上14条の規定により公表する。

令和8年3月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

1.（監査の種類）

課名等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
こども教育課 学校給食共同調理場 令和8年1月19日 措置報告	1. 明確な理由がないまま学校給食調理場設置当初から、調理器具について備品登録されていない。	1. 平成29年度から毎年大型厨房機器の更新を計画的に実施している。 それらについては、現在確認作業を進めており、今年度中に登録の手続き完了を目指す。 また、設置当初からのものについては、22年が経過しているため調査に時間を要する。 よってなるべく早い段階での登録完了となるよう調査を進めていく。